

**糸島市ふるさと応援寄附額向上及び寄附受付等業務
公募型プロポーザルに関する質疑の回答**

番号	質 疑	回答日	回 答
1	委託価格の評価における「提案額」について（評価表「委託価格」、様式7） 評価表「委託価格」の算定式にある「提案額」は、様式7のどの金額を指すかご教示ください。 ①仕様書7(1)～(5)の小計か、仕様書7(6)を含む合計か ②消費税及び地方消費税を含まない額か、含む額か ③3年度間の合計額か、各年度の額か	10/16	①仕様書7(1)～(5)に基づく3年間の委託料の合計となります（仕様書7(6)の費用は別途予算措置するため含めません）。 ②消費税及び地方消費税を含む額となります。 ③3年度間の合計額となります。
2	委託料率を乗じる寄附額の範囲について（仕様書2ページ 6(2)①・(4)） 次の寄附が、委託料率を乗じる寄附額の対象に含まれるかご教示ください。 ①返礼品を伴わない寄附 ②ガバメントクラウドファンディングによる寄附 ③現地決済型サービスによる寄附 ④返礼品の手配を管理サイト側が行う形態の寄附	10/16	仕様書6(4)のとおり、返礼品発送等の手続き及び寄附受領証明書等の発行業務のいずれも発生しなかった分に対しては、委託料は支払いません。 つまり、質疑①～④において、返礼品発送等の手続き及び寄附受領証明書等の発行業務のいずれかが発生すれば、委託料率を乗じる寄附額の対象となり、委託料が発生します。
3	管理サイトの追加提案について（仕様書5ページ 8(2)） 受注者が、管理サイト以外の寄附受付チャンネルを提案し、協議の上で管理サイトに追加することは可能かご教示ください。また、当該提案は評価の対象となるかご教示ください。	10/16	仕様書に掲げる管理サイト以外の寄附受付チャンネルを追加することは可能ですが、実際の導入・追加にあたっては契約後の協議となります。 提案自体は可能ですが、実施体制や営業・販促力等の評価項目において総合的に勘案して評価の対象となります。
4	税額控除特例申請の電子受付サービスについて（仕様書4ページ 7(5)②） 税額控除特例申請の電子受付に使用するサービスは、受注者の提案により変更又は併用することが可能かご教示ください。	10/16	受注者の提案により変更または併用することは可能ですが、実際の導入・追加にあたっては契約後の協議となります。 また、変更または併用を希望する場合は、提案書に具体的に記載してください。
5	仕様書7(5)の予定数量及び単価について（募集要項5ページ 10(6)、様式7） ①予定数量は、各年度とも令和7年度実績	10/16	①寄附目標額の設定に合わせて増減させて構いません（ただし積算根拠を明記してください）。

	値を用いた同数とすべきか、寄附目標額に応じて増減させてよいかご教示ください。 ②寄附受領証明書の封書とハガキなど、発行形態により単価が異なる場合、行を分けて記載してよいかご教示ください。		②発行形態により行を分けて記載して差し支えありません。
6	仕様書 7 (6) の予算規模について (仕様書 2 ページ 6 (3)、4 ページ 7 (6)) 仕様書 7 (6) に係る令和 9 年度の予算規模 (想定額又は上限額) についてご教示ください。	10/16	令和 9 年度の予算が成立していないため、回答できませんが、仕様書 6 (3) のとおり、本市が定める予算の範囲内で別途協議し決定します。 提案にあたっては、国が定める経費率の範囲内で、どのような仕様書 7 (6) に係る取組が可能かを明示ください。 なお、開示していない経費については、提案者により想定のうえ積算してください。
7	返礼品の調達価格及び経費率について (評価表「経費の削減・管理」、仕様書 4 ページ 7 (8)) ①現行の返礼品調達価格 (寄附額に対する返礼品代の割合) 及び送料の設定方針についてご教示ください。 ②令和 7 年度の経費率の実績についてご教示ください。	10/16	①割合や価格については、非開示とします。国が定める経費率の範囲内でご提案ください。 ②募集要項・仕様書に関する質疑でないため、非開示とします。
8	現行事業者からの引継ぎについて (仕様書 6 ページ 11) 前回の仕様書においても、成果物は発注者に帰属する条件であったことから、各管理サイトに現在掲載されている返礼品ページ (返礼品データ、画像、原稿、商品番号、URL) 及びレビュー (返礼品との紐づけを含む) をそのまま引き継げるものと認識していますが、この認識で正しいかご教示ください。 また、現在の返礼品提供事業者との契約の締結先 (現行受託事業者又は市) についてご教示ください。	10/16	現受注者との契約書における規定では、契約期間終了後、業務を別の受注者に委託する場合は、現受注者が作成した各ふるさと納税サイトを構成するすべてのコンテンツ (画像や文章を含む) を使用することができないものとなっています。 また、現在の返礼品提供事業者とは、契約ではなく、本市と現受注者に同意書を提出する取扱いとなっています。 なお、同意事項については、受注者が変更となっても、返礼品提供事業者としての登録等を制限するような内容ではありません。
9	契約切替時の取扱いについて (募集要項 1 ページ 3 (2)) 令和 9 年 3 月 31 日以前の寄附で同年 4 月	10/16	現行の契約書・仕様書に具体的な規定が不存在であるため、質疑のような状況が生じた場合は、本市、現受注者及び新受

	1 日以降に発送となる返礼品(定期便を含む)、令和 8 年度以前の寄附に係る寄附受領証明書の再発行及び問い合わせ対応について、担当する事業者及び委託料の取扱いをご教示ください。		注者の 3 者協議で決定します。
10	準備期間の取扱いについて(募集要項 1 ページ 3 (2)) ①管理サイトの管理画面の操作権限が付与される時期をご教示ください。 ②準備期間中は委託料が発生しない前提でよいご教示ください。	10/16	①契約締結後、準備期間中に速やかに付与します。 ②準備期間中の委託料については、内容に応じて受注者と別途協議します。
11	返礼品代等の支払いの流れについて(仕様書 2 ページ 6 (5)、3 ページ 7 (2)②エ) 返礼品代及び送料について、受注者による立替から発注者への請求、支払いまでの流れ及び期間をご教示ください。	10/16	受注者が毎月の実績に基づき本市へ請求書を発行し、請求書受理後 30 日以内に受注者へ支払います。 受注者において立替が発生するかどうかは、返礼品提供事業者や配送事業者との契約内容によるものと考えますので、個別に対応ください。
12	配送について(仕様書 2 ページ 7 (2)②) ①現在使用している配送事業者をご教示ください。複数の配送事業者を利用している場合は、可能な範囲で、各配送事業者の概算取扱割合及び使い分けの考え方についてもご教示ください。 ②配送事業者との契約形態(一括契約の有無、送料の設定方法)についてご教示ください。	10/16	本市では、受注者と返礼品提供事業者が個別に契約・利用しています(市が直接配送事業者と契約を締結していません)ので、回答できません。 なお、市から特定の配送業者を指定するものでもありません。
13	今後取扱いができなくなる返礼品について(仕様書 2 ページ 7 (2)①ア) 年間 1 億円以上の寄附を集めている返礼品又は返礼品提供事業者について、地場産品基準への対応等により、今後取扱いができなくなることが決まっているものがありますか。ある場合は、該当する返礼品又はカテゴリだけでもご教示ください。	10/16	現時点で、地場産品基準等の改正により取扱いができなくなることが決定している特定の返礼品や事業者はございません。
14	糸島市内における人員体制について(募集要項 9 ページ 12 (6)①) 「糸島市内における返礼品事業者支援や返礼品開拓、(中略)円滑な対応ができる人員体制」とは、市内に拠点を置き人員を	10/16	必ずしも市内に常時固定の拠点を置くことを必須とするものではありませんが、返礼品事業者への手厚い支援や迅速な現地対応が十分に実施できる体制を求めています。

	常駐させることを想定したものか、市外の拠点から随時訪問・対応する体制でも要件を満たすかご教示ください。		市外拠点からの対応であっても、必要に応じて随時訪問・面談ができる体制が担保されていれば要件を満たします。 なお、市内に事務所を設置することは評価の採点対象となります。
15	再委託の範囲について(募集要項 7 ページ 11(2)④、仕様書 4 ページ 7(5)⑤) 税額控除特例申請業務等以外の業務(コールセンター、撮影等)についても、一部を再委託することが可能かご教示ください。 また、再委託先を業務実施体制調書(様式 8)に記載する必要があるかご教示ください。	10/16	原則として、一部再委託を認めている業務は仕様書 7(5)⑤に記載の事項に限ります。 他の業務については、よりサービス向上や経費削減に資するものや個人情報の取扱いに留意し適切に管理できると本市が認めた場合に可能です。 なお、いずれの場合も事前に本市の承認が必要となります。
16	企画提案書等の匿名化及び提出物について(募集要項 4 ページ 8(1)、7 ページ 11(2)⑤) ①社名を特定できる表記をしない 7 部において、提案者が運営するサービスやプラットフォームの名称を記載してよいかご教示ください。 ②業務実施体制調書(様式 8)についても、7 部は社名を特定できる表記をしない必要があるかご教示ください。 ③企画提案書の概要版及び補足資料の提出は必須か、また提出部数をご教示ください。	10/16	①募集要項にて定めてはおりませんが、公平に提案内容を審査する観点から、記載する必要のないと判断されるものについてはお控えください。 ②業務実施体制調書(様式 8)についても、審査の公平性を期すため、提出する 7 部については社名やロゴ等を伏せて提出してください。 ③概要版や補足資料の提出は必須ではありませんが、提出する場合は企画提案書の一部として同様の部数(1 部社名あり、7 部社名なし)を提出してください。
17	選定委員会の構成について(募集要項 7 ページ 11) 選定委員会の委員の人数及び構成(庁内委員・外部委員の別)についてご教示ください。	10/16	審査に係る公平性の観点から、非開示とします。
18	寄附実績及び返礼品別の申込状況について(募集要項 6 ページ 10(10)②④⑤) 提案の精度を高めるため、以下をご教示ください(管理サイト別の内訳は不要です)。 ①令和 7 年度の月別の寄附額推移 ②令和 8 年度(4 月～9 月)の寄附額の実績又は見込み ③令和 7 年度の寄附件数上位 10 返礼品が	10/16	個別詳細データ等の追加提供は行いません。

	全体に占める割合(件数ベース及び寄附額ベース) ④令和7年度末時点の登録返礼品のうち、年間の申込が0件であった返礼品の数 ⑤同じく、年間の申込が10件未満であった返礼品の数		
19	現在の業務上の課題について(募集要項・仕様書全般) 現在の糸島市のふるさと応援寄附業務について、貴市が課題として認識されている事項又は職員の負担が大きいと認識されている業務がございましたら、ご教示ください。また、本業務の委託により、特に改善又は解消することを期待されている事項がございましたら、併せてご教示ください。	10/16	募集要項・仕様書に関する質疑でないため、回答を控えますが、募集要項2項や採点基準からお読み取りください。
20	市として目指す方向性について(募集要項1ページ2(2)、仕様書1ページ4) 基本方針に掲げる「短期的な寄附額の獲得のみに偏ることなく」「持続可能な地域経済の好循環を実現する」ことについて、市として現時点で重視している具体的な方向性があればご教示ください。例えば、以下の点についての市のお考えをお聞かせください。 ①返礼品数・事業者数の拡大と、既存返礼品の磨き上げ・整理の優先度 ②特定の人気返礼品への集中と、分野の分散の考え方 ③重点的に伸ばしたい分野や、新たに組みたい分野(体験型、定期便、高単価品など) ④寄附額の伸びについて、市として想定している水準や考え方 ⑤返礼品提供事業者の売上拡大以外に、雇用創出、設備投資、地域内取引の拡大、観光誘客等、期待されている効果	10/16	本市としては、募集要項2(2)の基本方針に合致することを前提とし、単に寄附額向上を目指すものでなく、ふるさと応援寄附を通して、「ブランド糸島」の価値向上、地域経済の活性化、地場産業の育成などを目指しており、この基本方針に沿った提案を期待しています。
21	募集要領5ページ10見積書に関すること 業務実施における必要費用のご負担先に	10/16	オプション費用の負担については、別途協議し決定しますが、基本的に受注者の負担軽減を主な目的とするものについ

	について 基本委託費用について、RMS 一括登録オプション費用は基本委託料とは別に自治体様の負担となる認識でしょうか。		ては、受注者に負担いただく 想定です。
22	仕様書 2 ページ 6 委託料等について (4) 仕様書 3 ページ 7 業務内容 (2) ⑤ ガバメントクラウドファンディングの委託料について ガバメントクラウドファンディングについては企画支援をする必要があるとの記載がございますが、委託料の対象となりますでしょうか。	10/16	委託料の対象となります。
23	仕様書 4 ページ 7 業務内容 (6) 検索連動型広告運用費用について 検索連動型広告の運用費用については自治体様のご負担になりますでしょうか。	10/16	仕様書 7 (6) に該当するものと想定しており、本市が支払います。
24	評価表 委託価格 参考見積書 評価表に委託価格の計算について 提案額については各年度の業務内容 (小項目) の合計が該当する認識でよろしいでしょうか。	10/16	ご認識のとおりです。
25	参考見積書 書類発行件数について 令和 9 ～ 11 年度の書類発行件数については、令和 7 年度の発行実績より提案者で想定して試算させていただき 認識でよろしいでしょうか。	10/16	寄附目標額の設定に合わせて提案者にて 想定・試算して 構いません (ただし 積算根拠を明記してください)。
26	参考見積書 料金改定について 各年度において、再委託業務等において料金改定が発生した場合は、参考見積書の記載内容によらず、改訂のご相談は可能でしょうか。	10/16	本業務の委託契約については、長期継続契約 (3 年間) を想定しており、原則、契約締結時の条件 (割合や価格) で固定します。 ただし、郵便料金の改定のような、全国的な変動を理由に、協議のうえ変更することも可能です (この場合、変更契約を締結します)。 なお、再委託先の単なる値上げ等は、料金改定の対象外です。